

## 橿原市立図書館郵送貸出利用要綱

(平成8年5月30日教育委員会告示第10号)

改正 平成16年3月26日教育委員会告示第4号

(趣旨)

第1条 橿原市立図書館(以下「図書館」という。)における郵送貸出しの利用については、橿原市立図書館の管理運営に関する規則(平成8年橿原市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第15条に定めるもののほか、この要綱の規定による。

(登録の申請)

第2条 図書館の郵送貸出しを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、本人又は本人の代理人が、身体障害者等郵送貸出申請書(別記様式)を館長に提出しなければならない。

(利用の申込み)

第3条 利用者は、郵送貸出しを利用しようとするときは、当該利用者の氏名、図書館利用カード番号及び当該希望資料名その他必要事項を口頭又は書面で図書館に連絡し、館長の承認を受けなければならない。

(利用冊数及び利用期間)

第4条 利用者が利用できる冊(巻)数は、10冊(巻)以内とし、利用期間(図書館が資料を発送した日から利用者がその資料を返送して1図書館に到着する日までとする。)は、1月以内とする。

(経費の負担)

第5条 資料の郵送等に必要経費は、図書館が負担するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から実施する。

附 則(平成16年3月26日教育委員会告示第4号)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際に、現に残存する用紙は、適宜所要の修正を加え使用することができるものとする。

